

広島県告示第八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第四項の規定によって広島県収納代理金融機関に指定した三井住友信託銀行株式会社は、令和四年四月一日その指定を取り消す。

令和四年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦